

長崎市イノベーション創発コミュニティ育成業務委託 仕様書（案）

1 業務名 長崎市イノベーション創発コミュニティ育成業務委託

2 履行期間 契約締結日から令和7年3月21日(金)まで

3 履行場所 指定場所

4 業務目的

本業務は、地場企業を核とした新規事業創出を目指すコミュニティの創出・拡大を図るため、多様な主体との交流を促進するとともに、新規事業創出に向けたプロジェクトが継続的に創出・育成される環境を構築しようとするもの。

5 背景

長崎市においては、基幹産業を取り巻く環境が厳しい状況にある中で、地場企業の新分野・新事業への進出や新製品開発等に向けた取組みを促進し、新たな産業活力を生み出していくことが求められている。

その推進にあたり、新たなアイデア、テクノロジーによってイノベーションを生み出し、既存の産業に革新をもたらす存在であるスタートアップの創出や都市部企業とのオープンイノベーションが有効な手段の一つとして注目されている。

こうした中、産学官7団体の長からなる「長崎サミット」において「オープンイノベーション宣言」が行われるなど、変化に対応した持続可能な地域経済の実現を目指し、様々な主体の共創による新事業創出を図る機運醸成の取組みも行われており、地域課題解決を切り口としたビジネス創出の取組みを促進するため、行政・金融・メディア等が連携した組織横断的な支援体制として「NAIGAICREW」が組織され、県外企業や地場企業等の共創（オープンイノベーション）を促すための伴走支援に取り組んでいる。

これまで、参加者同士が、対等にコミュニケーションできる人の集まり（以下、「コミュニティ」という）の醸成及び新規事業創出に向けた具体的な取組（以下、「プロジェクト」という）の創出を目的とした長崎市独自の施策を展開してきたところであり、県外企業とのネットワークは一定構築され、具体的な取組みとして漁業者の所得向上を目的とした「おさかなサブスク」など、地場企業と県外企業の共創事例が生まれている。

一方で、このような先行事例に参画する企業は、地場企業の参入が少なく、県外企業が大半を占めており、特定の企業に取組みが集中しているため、新規事業創出への取組みにチャレンジする地場企業の裾野を拡大する必要がある。

6 業務内容

(1) コミュニティ創出・拡大プログラム

ア 内容

下記に掲げる事項を網羅したプログラムを実施する。

なお、プログラムの具体的な内容についてはワークショップやセミナーを基本とするが、事業の目的を達成するためにより効果が見込まれる内容を長崎市と受託者で協議し、両者合意の上で決定するものとする。

(ア) 成長可能性分野の育成

本市が経済成長戦略及び経済再生プロジェクトアクションプランにおいて、成長可能性分野として位置付ける「デジタル、環境」「海洋・ものづくり」「生命科学」などの内容とすること。

- (イ) コミュニティの活動拠点
コミュニティの受皿となる施設・拠点は、これまでに本市が連携体制を構築している施設を活用すること。
- (ウ) 本市職員との連携
コミュニティの運営に当たっては、事業終了後もコミュニティが継続していくことを考慮し、本市の職員と積極的に連携を取りながら参加者との関係構築に努めること。
- (エ) すそ野の拡大
常に新たな参加者がコミュニティに参加できるきっかけとなるような機会を設けること。
- (オ) モチベーションの向上・ノウハウの提供
新規事業創出に取り組む地場企業等の経営者や担当者による事例の共有を図るセミナー、ミートアップイベント等を開催するなど、新規事業創出を身近に感じ、関心を持つ者が増えるとともに、知見を得ることができる機会を設けること。
- (カ) 参加者のニーズ・シーズの抽出
参加者が日々の事業の中で感じている新規事業に対するニーズやそのきっかけとなるシーズを抽出できるような気付きが得られる内容とすること。
- (キ) 交流機会の創出
地場企業や県外企業等との交流機会を定期的に提供することで、ネットワーク拡大及びプロジェクト創出に向けた参加者同士のマッチングが図られるような内容とすること。
- (ク) 他の支援施策との連携
金融機関、大学等の関係機関が新規事業創出に向けて実施する支援施策との連携を踏まえた内容とすること。
- (ケ) プロジェクト創出プログラムへの移行促進
参加者に対し、自社の新規事業創出に向けた具体的な取組への着手を促し、プロジェクト創出プログラムへの参加につながる内容とすること。

イ 実施回数 3回以上

ウ 参加人数 1回あたり 20名程度

(2) プロジェクト創出プログラム

ア 内容

下記に掲げる事項を網羅し、新規事業創出に向けたプログラムを実施する。

なお、事業の目的を達成するためにより効果が見込まれる内容を長崎市と受託者で協議し、両者合意の上で決定するものとする。

(ア) 成長可能性分野の育成

本市が経済成長戦略及び経済再生プロジェクトアクションプランにおいて、成長可能性分野として位置付ける「デジタル、環境」「海洋・ものづくり」「生命科学」などの内容とすること。

(イ) コミュニティの活動拠点

コミュニティの受皿となる施設・拠点は、これまでに本市が連携体制を構築している施設を活用すること。

(ウ) 本市職員との連携

プロジェクトの運営に当たっては、事業終了後もプロジェクトが継続していくことを考慮し、本市の職員と積極的に連携を取りながら参加者との関係構築に努めること。

(エ) プロジェクト創出機会の提供

6 - (1) - ア - (カ)において抽出された参加者のニーズやシーズ等を活かし、プロジェクトの創出に向けた具体的な活動を開始するきっかけとするための機会を設けること。

(オ) 共創パートナーとなる企業とのマッチング機会の提供

参加者をはじめ、受託者の持ち得るネットワークを用いて県外企業等も含めた形で、プロジェクトを共創するパートナーとマッチングする機会を設けること。

(カ) プロジェクトの伴走支援

創出されたプロジェクトに対して、事業化・事業成長に向けたアドバイザー支援を行うこと。

イ 実施回数

3回以上。なお、参加者からの相談やプロジェクトの伴走支援については、ニーズに応じて適宜対応すること。

ウ 参加人数

1回あたり5社程度

(3) イノベーション創発コミュニティ育成に係る最終イベント

ア 内容

下記に掲げる事項を網羅した最終イベントを実施する。

(ア) 新規事業創出に係る機運醸成

本市内の事業者に対して、新規事業の創出に対する理解を深めるとともに、実際に取組を始めるきっかけを提供する内容とすること。

(イ) すそ野の拡大

新規事業創出に関心が無かった層も関心を持てるような内容とし、イベントへの参加を促すことができるような内容とすること。

(ウ) プログラム参加者の活動報告機会の提供
イベント参加者に対し、6 - (1)及び(2)の活動内容を共有し、新規事業創出を自分事としてとらえることができるような内容とすること。

(エ) 施策の周知
本プログラムをはじめとして、本市が行う産業振興施策や、他の支援機関等が行う施策の周知を図ること。

イ 実施回数 1回

ウ 参加人数 100名程度

(4) 本事業に関する情報発信・蓄積

ア 内容

本事業の活動についての情報を蓄積するとともに継続的に広く周知するためnoteを使った情報発信を行う他、必要に応じその他のツールやサービスを活用して効果的な情報発信を行うこと。

なお、実施に当たっては最低限、下記の事項を網羅した内容とすること。

- (ア) 各プログラムの活動状況に関するnote記事作成及び発信
- (イ) 参加企業にスポットを当てたnote記事作成及び発信
- (ウ) その他、先進企業の事例や、支援機関の施策等、本市内における新規事業創出に関連する情報がある場合は、本市と協議の上、可能な限り発信すること。
- (エ) 実施に当たっては、プロモーション戦略を立てた上で情報発信を行うこと。
- (オ) noteに関しては、本事業終了後は本市職員での運用に移行するため、発注者と協議の上、投稿ポリシーを整備すること。

イ 情報発信量

- (ア) note：記事20本以上
- (イ) その他のツールやサービス：本市と協議の上、決定する。

7 受託者の業務

- (1) 各プログラムの企画
- (2) 各プログラムの実施（参加者募集、準備、設営、ファシリテーション、管理、運営等を含む。）
- (3) 参加者の管理（参加者名簿管理、出欠管理、アンケートの作成・集計）
- (4) 参加者のフォローアップ
- (5) note記事の作成及び発信
- (6) その他のツールやサービスを使った情報発信（実施する場合に限る。）
- (7) 情報発信に係るプロモーション戦略及びnote投稿ポリシーの策定
- (8) 事業遂行にあたってのスケジュール管理
- (9) 本業務の概要や成果を記載した報告書の作成
- (10) その他関連業務

8 業務内容に関する留意事項

- (1) 参加者の募集に当たっては必要に応じてランディングページを作成する等、広く参加者を募る施策を検討、実施すること。

- (2) プロジェクト創出プログラムは、事業化・事業成長に向けたプロジェクトの創出を目的とするものであり、本事業の実施期間中に事業化までを求めるものではないが、本事業終了後も支援対象者が引き続きプロジェクトを進めることができるよう事業期間中にサポートを行うこと。
- (3) 本事業以外の本市施策や他の支援機関等の取組との連携に努めること。

9 業務責任者

業務の実施に先立ち、直接的かつ恒常的な雇用関係にある業務責任者を選任し、次の事項について契約締結時に書面をもって監督職員に通知すること。

なお、業務責任者に変更があった場合も同様とする。また、受注者との雇用関係を証明する書類として健康保険証被保険者証の写しを提出する場合には、健康保険被保険者証に記載の記号・番号等にマスキングを施すこと。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 経歴書
- (4) 受注者との雇用関係を証明する書類

10 その他注意事項

- (1) 本業務に付随して発生する成果物に関する著作権（著作権法 27 条に規定する権利を含む）は、全て市に帰属するものとする。
- (2) 業務実施に当たり、関係法令を必ず遵守するとともに、本市の責めに帰する事由を除き第三者に及ぼした損害については、責任をもって受託事業者が対応すること。
- (3) 受注者は、業務の進捗状況及び課題等について発注者に報告を行い、また、業務遂行に当たっての調整又は確認を行うため、随時打合せを実施すること。
- (4) 本書の詳細な内容、明記なき事項及び業務上発生した疑義については、発注者と協議の上業務を進めるものとする。
- (5) 受注者は、個人情報及び法人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、業務上知り得た情報等について、第三者に漏らすことの無いよう必要な措置を講じること。このことについて、業務委託期間終了後についても同様とする。
- (6) 受注者は以下の事由が発生したときは、発注者に対して速やかに届け出又は報告を行い、発注者の指示に従うこと。
 - ア 業務履行に際して事故、問題が発生したとき。
 - イ 発注者から届け出又は報告を求められたとき。
 - ウ 業務履行に際して大幅な変更があるとき。
- (7) 一括再委託の禁止
 - ア 業務の履行に当たって、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。
 - イ 前号に掲げるもの以外について再委託を行おうとする場合、あらかじめ書面により発注者に提出し、承諾を得なければならない。
 - ウ 前号の書面の内容に変更がある場合、事前に変更の届出を提出し、承諾を得なければならない。
- (8) 本仕様書に記載されていない事項であっても、業務実施上必要と認められるものについては、発注者と協議のうえ実施すること。
- (9) 本仕様書に定めるもののほか、関係法令を遵守すること。

11 業務内容にかかる協議

本仕様書に関し、疑義が生じたときは、両者協議のうえ決定するものとする。

12 担当

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号(14階)
長崎市経済産業部新産業推進課(担当 井上)
TEL : 095-829-1273 FAX : 095-829-1151